

## 海外に所在するアイヌ遺骨等の返還手続等に関する要項

令和6年7月22日 閣副第444号

(趣旨)

第1条 この要項は、「個人が特定されたアイヌ遺骨等の返還手続に関するガイドライン」(平成26年6月)、「大学の保管するアイヌ遺骨等の出土地域への返還手続に関するガイドライン」(平成30年12月)及び「個人が特定されたアイヌ遺骨等の出土地域への返還等の手続について(通知)」(平成31年4月)の趣旨に従い、海外に所在するアイヌ遺骨(その所在理由に関し文部科学省が所掌する組織に由来するものを除く。)及び当該遺骨と一対一で対応する副葬品(以下「アイヌ遺骨等」という。)の日本国内への返還に関し、慰霊施設への集約前に、当該アイヌ遺骨等に係る民法(明治29年法律第89号)第897条に規定する祖先の祭祀を主催すべき者(以下「祭祀承継者」という。)への返還又は当該アイヌ遺骨等の出土地域への返還(以下「地域返還」という。)に係る手続について定める。

(定義)

第2条 この要項において、「特定遺骨等」とは、アイヌ遺骨等であって個人が特定されたもの(その返還に関し係争中のものを除く。)をいう。

2 この要項において、「出土地域特定遺骨等」とは、アイヌ遺骨等であって発掘又は発見された出土地域が記録等から明らかであるもの(その返還に関し係争中のものを除き、特定遺骨等のうち当該特定遺骨等に係る祭祀承継者から返還請求がないもの及び当該特定遺骨等に係る祭祀承継者を特定することができないものを含む。)をいう。

(情報の周知)

第3条 内閣官房内閣審議官(内閣官房アイヌ総合政策室長)(以下単に「アイヌ総合政策室長」という。)は、海外に所在している特定遺骨等又は出土地域特定遺骨等について、その日本国内への返還が決定した場合は、発掘・発見された時期及び場所(市町村単位)、性別、推定年齢、その他参考事項に関する情報をホームページにより周知することとする。

2 前項の周知にあたっては、関係する地方自治体及び法人に対して、必要に応じて当該情報の周知等について協力を求めるものとする。

(特定遺骨等の返還申請)

第4条 特定遺骨等の返還を希望する者は、アイヌ総合政策室長に対し、別記様式第1号により申請するものとする。

2 前項の規定による申請は、家系図、原戸籍謄本、戸籍謄本、除籍謄本その他自らが祭祀承継者であることを示す書類を添付して行うものとする。

3 第1項の申請の期間は、前条第1項の情報の周知の日から起算して6月を経過する日までの期間とする。

(複数申請の場合における取扱い)

第5条 アイヌ総合政策室長は、前条第1項の規定による申請があった後に、当該返還申請(以下この条において「先行申請」という。)に係るアイヌ遺骨等について他の者から同項の規定による申請(以下この条において「後行申請」という。)があった場合には、当該特定遺骨等の祭祀承継者となる可能性があるもの同士による合意、家庭裁判所の判断その他の方法により当該特定遺骨等の祭祀承継者を決定するよ

う、先行申請及び後行申請の申請者に求めるものとする。

- 2 アイヌ総合政策室長は、前項の規定による要請に当たっては、その客観性及び中立性の確保並びに技術的な助言の確保の観点から、あらかじめ第13条に規定する第三者委員会の意見を聴くものとする。

(特定遺骨等の祭祀承継者としての確認等)

第6条 アイヌ総合政策室長は、第4条第1項の規定による申請があった場合には、申請に係る特定遺骨等に関する情報と当該申請をした者(以下この条において「申請者」という。)から提出された書類とを総合的に勘案して、申請者が当該特定遺骨等に係る祭祀承継者であることを確認するものとする。

- 2 アイヌ総合政策室長は、申請者から提出された書類のみをもっては前項の規定による確認をすることができなかつた場合には、当該特定遺骨等の祭祀承継者となる可能性がある者同士による合意、家庭裁判所の判断その他の方法により当該特定遺骨等の祭祀承継者を決定するよう、当該申請者に求めるものとする。

- 3 アイヌ総合政策室長は、第1項の規定による確認及び前項の規定による要請に当たっては、その客観性及び中立性の確保並びに技術的な助言の確保の観点から、あらかじめ第13条に規定する第三者委員会の意見を聴くものとする。

- 4 アイヌ総合政策室長は、第1項の規定による確認をすることができた場合(申請に係る特定遺骨等の一部のみについて確認することができた場合を含む。)には、申請者に対し別記様式第2号により、その旨を通知するものとする。

- 5 アイヌ総合政策室長は、第1項の規定による確認をすることができなかつた場合(申請に係る特定遺骨等の一部のみについて確認することができなかつた場合を含む。)には、申請者に対し別記様式第3号により、その旨を通知するものとする。

(出土地域特定遺骨等の地域返還申請)

第7条 出土地域特定遺骨等の地域返還を希望する団体は、アイヌ総合政策室長に対し、別記様式第4号により申請するものとする。

- 2 前項の規定による申請(以下「地域返還申請」という。)は、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

一 その代表者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、個人番号カード(写真付き住民基本台帳カードを含む。)、旅券(パスポート)、在留カード、特別永住者証明書又は健康保険、国民健康保険若しくは船員保険等の被保険者証の写しであつて当該代表者が本人であることを確認するに足りるもの(これらの書類をやむを得ない理由により提出することができない場合にあっては、当該代表者が本人であることを確認するためアイヌ総合政策室長が適当であると認める書類)

二 その構成員のうち一人以上が地域返還申請に係る出土地域特定遺骨等の出土地に居住するアイヌであること又は縁のあるアイヌであることを証する原戸籍謄本、除籍謄本、戸籍謄本その他の書類

三 地域返還申請に係る出土地域特定遺骨等の納骨又は埋葬の予定場所(慰霊のための施設、納骨堂、墓地等)及び供養方法を示す書類

四 その他地域返還申請をする団体(以下「申請団体」という。)が出土地域特定遺骨等の地域返還対象団体として適切な者であることを確認するためアイヌ総合政策室長が適当又は必要と認める書類

- 3 第1項の申請の期間は、第3条第1項の情報の周知の日から起算して6月を経過する日までの期間とする。

(地域返還手続の保留等)

第8条 アイヌ総合政策室長は、地域返還申請があった後に、当該地域返還申請（以下この条において「先行申請」という。）に係るアイヌ遺骨等について第4条第1項の規定による申請（以下この条において「後行申請」という。）があった場合には、先行申請に係る手続（複数の申請があった場合を含む。）を保留するものとする。この場合において、アイヌ総合政策室長は、申請団体に対し、別記様式第5号により、その旨を通知するものとする。

2 前項の場合においては、次の表の第二欄に掲げる場合ごとに、それぞれ同表の第三欄に掲げるところによるものとし、アイヌ総合政策室長は、申請団体に対し、同表の第四欄に掲げる別記様式により、その旨を通知するものとする。

番号	祭祀承継者であることの確認の状況	手続への対応	通知の様式
一	後行申請に係るアイヌ遺骨等が先行申請に係るアイヌ遺骨等の全部又は一部であって、その全てについて第6条第1項の規定による確認をすることができなかった場合	当該アイヌ遺骨等について先行申請に係る手続を再開するものとする。	別記様式第6号
二	後行申請に係るアイヌ遺骨等が先行申請に係るアイヌ遺骨等の全部であって、その全てについて第6条第1項の規定による確認をすることができた場合	先行申請に係る手続は、終了するものとする。	別記様式第7号
三	後行申請に係るアイヌ遺骨等が先行申請に係るアイヌ遺骨等の全部であって、その一部について第6条第1項の規定による確認をすることができた場合	当該確認をすることができたものを除くアイヌ遺骨等について、申請団体が地域返還を引き続き希望する場合は、当該アイヌ遺骨等について先行申請に係る手続を再開するものとする。	別記様式第8号
四	後行申請に係るアイヌ遺骨等が先行申請に係るアイヌ遺骨等の一部であって、その全部又は一部について第6条第1項の規定による確認をすることができた場合		

(地域返還対象団体としての確認等)

第9条 アイヌ総合政策室長は、地域返還申請があった場合には、次の各号に掲げる事項を勘案の上、申請団体が地域返還対象団体として適切な者であることを確認するものとする。

- 一 申請団体の構成員の氏名及び住所又は居所（出土地域に居住していないアイヌの構成員については、出土地との縁）
  - 二 申請に係る出土地域特定遺骨等
  - 三 地域返還後の祭祀供養方法（納骨又は埋葬の予定場所及びその確保の状況、火葬予定の有無、祭祀供養の予定等）
- 2 アイヌ総合政策室長は、前項の規定による確認に当たっては、あらかじめ第13条に規定する第三者委員会の意見を聴くものとする。
- 3 アイヌ総合政策室長は、第1項の規定による確認をすることができた場合には、申請団体に対し別記様式第9号により、その旨を通知するものとする。  
（地域返還対象団体の確認結果の周知等）
- 第10条 アイヌ総合政策室長は、前条第1項の規定による確認をすることができた場合（申請に係る出土地域特定遺骨等の一部のみについて確認することができた場合を含む。）には、次の各号に掲げる事項をホームページにおいて周知した上で、当該確認に関する反対意見等を受け付けるものとする。
- 一 当該出土地域特定遺骨等について地域返還対象団体となり得る申請団体が存在する旨
  - 二 当該地域返還に対して反対意見等を受け付ける期間
- 2 前項第2号の期間は、前項の規定による周知の日から起算して3月を経過する日又は第3条第1項の情報の周知の日から起算して6月を経過する日のいずれか遅い日までの期間とする。
- 3 アイヌ総合政策室長は、第1項の規定による周知に当たっては、関係する地方公共団体及び法人等に対して協力を求めるものとする。  
（確認結果の周知後における反対意見等）
- 第11条 前条第1項の反対意見等の提出は、別記様式第10号により行うものとする。
- 2 アイヌ総合政策室長は、前条第1項の反対意見等の提出があった場合には、申請団体に対し別記様式第11号により、その旨を通知するものとする。この場合において、反対意見等の内容に照らして必要があると認めるときは、申請団体及び反対意見等を提出した者に対し、当事者間における話し合い及びその結果の報告を求めるものとする。
- 3 第2項の話し合いが行われている場合において、新たに反対意見等が提出されたときは、当該反対意見等の提出者は、当該話し合いに参加するものとする。
- 4 第2項の話し合いにより当該確認に係る申請団体以外の団体が新たに地域返還申請をすることとされた場合において、当該団体について第9条第1項の規定による確認をすることができたときは、特別の事情がある場合を除き、前条第1項の周知及び反対意見等の受付は行わないものとする。  
（地域返還対象団体の特定等）
- 第12条 アイヌ総合政策室長は、第7条から前条までに規定する手続により地域返還対象団体を特定した場合（申請に係る出土地域特定遺骨等の一部について地域返還対象団体を特定した場合を含む。）には、申請団体に対し別記様式第12号により、その旨を通知するものとする。
- 2 アイヌ総合政策室長は、申請団体が地域返還対象団体として適切な者であると確認することができなかつた場合（申請に係る出土地域特定遺骨等の一部について確認することができなかつた場合を含む。）には、申請団体に対し別記様式第13号に

より、その旨を通知するものとする。

(第三者委員会)

第13条 アイヌ総合政策室長は、アイヌ遺骨等について適切な返還が行われるよう、客観的、中立的な立場から専門的助言を行うことを目的とする第三者委員会を設置する。

2 アイヌ総合政策室長は、第5条第2項、第6条第3項及び第9条第2項に定めるもののほか、必要に応じて、第三者委員会の意見を聴くものとする。

3 アイヌ総合政策室長は、第三者委員会に対し、申請団体等の構成員等に係る個人情報を提供する場合には、当該申請団体等の同意を得るものとし、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）に基づき、適正な取扱いを確保するものとする。

#### 附 則

この要項は、令和6年7月22日から施行する。